

茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、本市の区域内において、児童福祉法（昭和22年法律第164号。第2において「法」という。）第34条の8第2項の規定による届出をした事業者（第3において「事業者」という。）が実施する送迎用バスに安全装置を設置する事業に対し、市が補助金を交付することにより、放課後児童クラブ利用児童の育成支援環境の改善を図り、もって子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「放課後児童クラブ」とは、法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための場所をいう。

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業は、事業者が実施する国の令和4年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和4年度第2次補正予算分）分）交付要綱に定める保育環境改善等事業（安全対策事業のうち送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）に定める要件を満たす事業とする。

(補助の種別等)

第4 補助の種別、補助対象車両、補助対象装置、補助対象経費及び算定基準は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 設置する安全装置の機能、認定番号及び費用が確認できる資料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(変更の申請)

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 領収書の写し（費用の内訳が確認できるものに限る。）

（補助金額の確定等）

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第10 第9の補助金確定通知書を受けたものは、当該補助事業により安全装置が導入され、当該導入に係る費用を支払った日の属する月の翌月末日（支払った日の属する月が3月の場合にあつては、3月末日。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合にあつては、市長が定める期日）までに、茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿

並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

- 2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価300,000円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前項に規定する期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。第15において「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しておかなければならない。

(財産処分の制限等)

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価300,000円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 3 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)

第16 補助金の交付を受けたものは、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告があったときは、市長は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助の取消し等)

第17 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。

- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
 - (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
 - (5) その他市長が不相当と認めたとき。
- (市長の指示)

第18 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第4関係）

	補助の種別	補助対象車両	補助対象装置	補助対象経費	算定基準
1	送迎用バスの安全装置の設置を行う事業	事業所への通所を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）	令和4年9月5日以降に装備した装置であつて、かつ国土交通省策定の「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する装置	国の令和4年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和4年度第2次補正予算分）分）交付要綱別表の間接補助事業のうち、保育環境改善等事業（安全対策事業）に定める対象経費	事業所ごとに補助対象経費の実支出額又は国庫補助基準額のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
事業者名
代表者名

⑨

※自署の場合は押印不要

茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金交付申請書

茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金の交付を次のとおり申請します。

補助対象事業	放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業
事業所名	
安全装置の設置予定台数	台
安全装置の認定番号	
交付申請額	円
添付書類 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 設置する安全装置の機能及び費用が確認できる資料	

※安全装置の認定番号には「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」（以下、「安全装置リスト」という。）に記載された認定番号を記載すること。なお、「安全装置リスト」に記載のない安全装置を設置する場合には「－」を記載すること。

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名 様

茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装
置設置事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
事業者名
代表者名

印

※自署の場合は押印不要

茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金
交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市放課後児童ク
ラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金について、次のとおり変更したいので申
請します。

- 1 補助対象事業
- 2 事業所名
- 3 変更内容
- 4 変更理由
- 5 変更前交付決定額 円
- 6 変更後交付申請額 円
- 7 差引増減額 円

様式第4号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名 様

茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金
変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市放課
後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金は、次の条件を付けて変更承認
します。

条 件

- | | |
|-----------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 変更増減額 | 円 |
| 3 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長



様式第5号（第8関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地
事業者名
代表者名

印

※自署の場合は押印不要

茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

補助対象事業	放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業
事業所名	
安全装置の設置台数	
安全装置の認定番号	
補助金交付決定額	円
補助金精算額	円
補助事業の成果	
添付書類 (1) 収支決算書 (2) 領収書の写し	

※安全装置の認定番号には「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」（以下、「安全装置リスト」という。）に記載された認定番号を記載すること。なお、「安全装置リスト」に記載のない安全装置を設置する場合には「-」を記載すること。

様式第6号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名 様

茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金実績報告書を審査の結果、茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長



様式第7号（第10関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

事業者名

代表者名

⑩

茨木市放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市
放課後児童クラブ送迎用バス安全装置設置事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 事業所名

3 金 額 円